

## 上水道配水管布設費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の飲用水の確保及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、本市において千葉県水道事業又は習志野市水道事業により水の供給を受けるため、上水道配水管を布設しようとする組合に対し、千葉県又は習志野市に納付する上水道配水管の布設に係る工事費負担金（以下「工事費負担金」という。）の一部について、上水道配水管布設費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関して、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害化学物質 千葉県環境保全条例施行規則（平成7年千葉県規則第78号）第3条に規定する物質をいう。
- (2) 水質基準 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する水質基準をいう。

(助成の要件)

第3条 助成金を受けることができる組合は、現に地下水を飲用している世帯等の代表者を組合員とするもので次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 組合員が原則として10人以上であること。
  - (2) 有害化学物質が現に飲用している地下水から検出されていること。
- 2 前項第2号の規定に該当する場合で組合を結成することができない特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず個人についても助成することができる。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額及び限度額は、次の表に定めるとおりとする。

区分		助成金の額	組合員一人あたりの限度額
1	第3条第1項第1号の規定に該当する場合	工事費負担金の4分の1に相当する額	20万円
2	第3条第1項第2号の規定に該当する場合	イ 有害化学物質が水質基準内で検出されているとき	20万円
	ロ 有害化学物質が水質基準を超えて検出されているとき	工事費負担金の4分の3に相当する額	60万円

- 2 有害化学物質中、「水質基準に関する省令」に水質基準の記載のない物質については、基準値を「不検出」とし、検出された場合は前項表中2ロの規定

を適用するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする組合は、上水道配水管布設費助成金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(布設箇所図面を含む。)
- (2) 工事費負担金を支払ったことを証する書類
- (3) 組合規約
- (4) 組合員名簿

(決定通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、その旨を上水道配水管布設費助成金交付可否決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知しなければならない。

(変更及び中止の承認申請)

第7条 助成金の交付決定を受けた申請者(以下「助成対象者」という。)は、第5条の申請書及び添付書類の記載事項を変更しようとするとき又は上水道配水管の布設を中止しようとするときは、上水道配水管布設費助成金交付申請内容変更・中止承認申請書(第3号様式)により、市長の承認を受けなければならない。

(助成金の請求)

第8条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、上水道配水管布設費助成金交付請求書(第4号様式)により、市長に請求しなければならない。

(完了及び実績報告書)

第9条 助成対象者は、上水道配水管の布設を完了したときは、速やかに上水道配水管布設完了・実績報告書(第5号様式)により、市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による完了・実績報告を受けたときは、その内容を審査したうえで、助成金の額を確定し、上水道配水管布設費助成金確定通知書(第6号様式)により、助成対象者に通知する。

(関係書類の整備)

第11条 助成対象者は、上水道配水管布設に係る経費の収支を明らかにした書類を上水道配水管の布設を完了した日の属する年度の翌年度から10年間整備しておかななければならない。

附 則  
この要綱は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則  
(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の上水道配水管布設費助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に着手する上水道配水管の布設工事にかかる助成について適用し、同日前に着手した上水道配水管の布設工事にかかる助成について、なお、従前の例による。

附 則  
この要綱は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、同年12月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成16年12月10日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

第1号様式

上水道配水管布設費助成金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

組合名  
申請者 代表者氏名 印  
住 所

上水道配水管布設工事費負担金について  
・第4条の表第1号に規定する助成金  
・第4条の表第2号イに規定する助成金  
・第4条の表第2号ロに規定する助成金  
の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1	工事費負担金額		円		
2	申 請 額		円		
3	申請額算出内訳				
4	着手及び完了 予定年月日	着手予定 完了予定	年 月 日 年 月 日		

第2号様式

上水道配水管布設費助成金交付可否決定通知書

船橋市 指令第 号  
年 月 日

組合名  
代表者氏名 様

船橋市長 印

年 月 日付で申請のあった上水道配水管布設費助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付する  
交付決定額 円
- 2 交付しない  
理由

第3号様式

上水道配水管布設費助成金交付申請内容変更・中止承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 組合名  
代表者氏名 印  
住 所

年 月 日付船橋市 指令第 号で交付決定通知のあった上水道配水管  
布設費助成金交付申請に係る  $\left( \begin{array}{l} \text{申請内容の変更} \\ \text{布設を中止} \end{array} \right)$  したいので、下記のとおり申請しま  
す。

記

- 1 変更・中止の理由
- 2 変更の内容（変更前）

（変更後）

- 3 変更・中止年月日 年 月 日

第4号様式

上水道配水管布設費助成金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

組合名  
代表者氏名  
住所

印

年 月 日付船橋市 指令第 号で交付決定のあった上水道配水管布設費助成金を下記のとおり請求します。

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 請求額   | 円 |

第5号様式

上水道配水管布設完了・実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

組合名  
代表者氏名 印  
住所

年 月 日付船橋市 指令第 号で交付決定通知のあった上水道配水管布設費助成金に係る上水道配水管の布設を完了したので、下記のとおり報告します。

記

- |   |       |   |   |   |
|---|-------|---|---|---|
| 1 | 着手年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 完了年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 交付決定額 |   |   | 円 |
| 4 | 既交付額  |   |   | 円 |
| 5 | 精算額   |   |   | 円 |



第6号様式

上水道配水管布設費助成金確定通知書

年 月 日

組合名

代表者氏名

様

船橋市長

印

年 月 日付船橋市 指令第 号で交付決定通知をした上水道配水管布設費助成金の交付について、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 既交付額  | 円 |
| 3 | 精算額   | 円 |
| 4 | 交付確定額 | 円 |